

書面等の電子交付取扱約款

第1条（約款の趣旨）

この約款は、ヘッジファンド証券株式会社（以下「当社」という。）からお客様（以下「申込者」という。）へ交付すべき書面を、書面による交付に代えて、書面に記載すべき事項を電子情報処理組織及び情報通信の技術に係るものと、申込者又は申込者が契約している計算センターを利用して申込者に交付する取扱いについて定めるものです。

- 2 申込者が電子交付及びこの約款を承諾した場合、この約款と同内容の合意が当社と申込者の間に成立するものとします。

第2条（電子交付）

電子交付とは、電子情報処理組織を用いた書面の記載すべき事項の申込者への提供のうち、当社のホームページ上のマイページに記載事項を記録し、申込者による閲覧を可能とすることを以って書面交付に代える交付方法をいいます。申込者が、電子交付及びこの約款を承諾された場合、申込者は、マイページで書面の記載事項を閲覧することができます。

- 2 前項にかかわらず、申込者の使用するコンピューター、電気通信回線の故障その他やむを得ない事情がある場合は、申込者の申出により、電子メール又はファックス送信により、対象書面を交付するものとします。但し、ファックス送信による交付の場合、申込者への電話確認等により受信確認ができなかったときは、交付がなかったものとします。

第3条（電子交付する書面）

当社が、電子交付する書面は以下に掲げるものとします。

- (1) 取引報告書
- (2) 取引残高報告書
- (3) 目論見書
- (4) 目論見書補完書面
- (5) 運用報告書
- (6) 契約締結前交付書面
- (7) 特定口座年間取引報告書
- (8) その他当社が定めるもの

第4条（電子交付の承諾）

申込者は、総合取引口座開設時又は申込時に当社ホームページ上のマイページで、この約款の内容をご理解いただいたうえで、電子交付を承諾いただきます。なお、電子交付の承諾は、第3条の書面について一括して行なっていただきます。

第5条（当社の都合による書面の書面交付）

申込者が電子交付を承諾された後でも、当社の都合により、電子交付によらず、書面で交付させていただく場合があります。その場合、電子交付は行われません。

第6条（電子交付の方法）

電子交付による書面は、PDFの形式により提供いたします。電子交付を受けるには、ご利用いただくコンピューターのOS、CPU、WEBブラウザ等が当社の推奨する環境に適合していることを前提といたします。またPDF形式による書面の記載事項をご覧いただくため、申込者には、あらかじめAcrobat Readerの最新バージョンを使用していただくことを同意していただきます。Acrobat Readerはインターネットでダウンロードできます。なお、ご利用いただいているAcrobat Readerがバージョンアップした場合でも、電子交付は継続しますので、バージョンアップしたものをダウンロードしていただきます。

第7条（マイページで確認できる事項）

申込者は、マイページで電子交付による書面の記載事項を閲覧できるほか、電子交付の申込状況、電子交付による書面の記載事項の交付履歴を確認できます。

第8条（電子交付による記載事項の提供可能日及び終了日）

電子交付による書面の記載事項の提供可能日及び終了日は、書面ごとに異なりますので、当社ホームページ上に表示するところによります。

第9条（電子交付の記録日）

電子交付による書面の記載事項を当社ホームページ又はマイページに記録する日は、書面ごとに異なりますので、当社ホームページ上に表示するところによります。

第10条（電子交付期間中の取扱い）

当社は、電子交付の取扱いをさせていただく期間中は、書面による交付は原則行いません。従って、書面で保管される必要がある場合、申込者ご自身で印刷していただきます。

第11条（電子交付の内容等の変更）

当社は、電子交付による書面の記載事項の提供が可能となる日、終了する日及びマイページに記録する日など、電子交付の内容その他この約款の内容について、電子交付を承諾された申込者の利用に支障をきたすおそれがないと判断した場合は、あらかじめ当社ホームページ上に掲載し、又は同意を得ることなく、変更を行うことができます。

第12条（当社都合による電子交付の一時停止）

当社は、法令の変更、監督官庁の指示その他必要な事態が発生した場合、一旦電子交付を停止し、書面の現物を書面交付することがあります。

第13条（電子交付の終了）

当社は、第6条に定める電子交付の方法について、電子交付を承諾された申込者の利用に際し支障をきたし若しくは支障をきたすおそれがあると思われる変更が行われた又は行われる場合には、当社は申込者に対し、変更後の方法を含むこの約款の改定版を当社ホームページ上に掲載したうえで、変更後の方法による再契約を申出るものとし、当社は既に交わされている契約を一括して又は書面ごとに申込者の同意を得ることなく売却することができます。但し、Acrobat Reader がバージョンアップした場合は、第6条に基づき契約は継続します。

第14条（免責事項）

当社は、次に掲げる事由により生じる申込者の損害については、免責されるものとする。

- (1) 通信機器、通信回線、コンピューター等のシステム機器の障害、瑕疵又はこれらを通じた情報伝達システム等の障害、瑕疵等により電子交付を利用できなくなったことにより生じた損害
- (2) 天変地異、政変、同盟罷免等により電子交付の提供が遅延し、又は不能になったことにより生じた損害